

第2章 災害時に発生する廃棄物の処理

1. 災害廃棄物処理の基本的な考え方

(1) 基本方針

災害時においては、できる限り平時に近い状態で廃棄物を迅速かつ適正に処理し、公衆衛生と環境保全を確保するため、次のとおりに基本方針を定め、具体的な取り組みを進める。

また、災害廃棄物処理を計画的に進めることで、持続可能な開発目標 (SDGs^{※1}) の「11 住み続けられるまちづくりを」の達成につなげていく。

①迅速かつ安全・衛生的な対応・処理

災害廃棄物の処理は、区民の生活環境、さらには都市機能の回復及び地域復興の進捗に大きく関わるため、迅速かつ安全・衛生的に行う。

特に収集・運搬等の作業では、新型コロナウイルス等の感染症対策を講じながら行う。

②分別・リサイクルの徹底

大量に発生する災害廃棄物を分別・リサイクルすることは、収集・運搬の円滑化と、最終処分場への負担軽減にも有効である。区民や解体等の業者には分別排出の徹底を周知するとともに、区は仮置場での選別を徹底することにより迅速な処理作業と高度なりサイクルを推進する。

③区民や事業者への分かりやすい排出方法の広報

災害発生時のみならず平時より、区民や事業者に対して災害時における廃棄物等の分別・排出方法を分かりやすく周知する。

④効率的な処理

災害発生後の道路等の被害状況を踏まえた仮置場の配置、民間事業者や他自治体との協定等に基づく有効な連携処理等を進めることにより、災害廃棄物を円滑に処理する。

⑤環境に配慮した処理

災害時は、危険物や有害廃棄物も災害廃棄物として発生する恐れがある。このような災害廃棄物を国の指針に従い、適正に分別、収集・運搬、処理するとともに、損壊家屋等の撤去時に飛散する恐れがある石綿やPCB^{※2}の環境モニタリング等の対策を講じる。

(2) 時期区分ごとの対応

発災後、時間の流れに応じて優先すべき事項等が推移することから時期区分ごとに対応を例示する。

表 2-1 時期区分ごとの対応

時期区分		期間の目安	対応
災害応急対応期	初動期	発災後3日以内	人命救助が優先される時期 →体制整備、被害状況の確認、資機材の確保等
	応急期(前半)	発災後数日～3週間以内	避難所生活が本格化する時期 →主に優先的な処理が必要な廃棄物を処理
	応急期(後半)	発災後数日～3か月以内	人や物の流れが回復する時期 →災害がれきの本格的な処理に向けた準備等
復旧・復興期		発災後数か月～3年以内	避難所生活が終了する時期 →災害がれきの本格的な処理等

※1 SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは、平成27年9月の国連総会で採択された『持続可能な開発のための2030アジェンダ』(The 2030 Agenda for Sustainable Development)で示された具体的行動指針のことで、貧困や飢餓の撲滅、クリーンエネルギーの普及、持続可能な消費と生産、気候変動対策など17のグローバル目標と169の達成基準からなっている。英語の略称はSDGs(Sustainable Development Goals)。

※2 PCBとは、Poly Chlorinated Biphenyl(ポリ塩化ビフェニル)の略称で、人工的に作られた、主に油状の化学物質である。PCBの特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている。

2. 災害廃棄物処理に係る重要事項

5つの基本方針に基づき、災害廃棄物処理を実行するために重要な事項を次に示す。

(1) 初動対応体制の構築

災害廃棄物の処理については、平時より、総括、指揮を行う意思決定部門の設置や初動時に必要となる人員数、受援に際しての役割分担等を想定し備える。

また、災害廃棄物処理の経験や専門的な技術に関する知識（土木建築の設計、積算、現場管理、契約事務、国庫補助金対応など）を持つ職員をリスト化し、定期的な更新を行う。

①庁内の組織体制

本区は、災害対策活動の推進を図るため、「台東区災害対策本部」（以下「区災害対策本部」という）を設置する。

【区災害対策本部設置基準】

- 震度5強以上の地震が区内に発生した場合
- 区内の数地区について災害が発生し、直ちに災害応急対策を必要とする場合
- 区の区域外で災害が発生し、区内においても甚大な影響が想定される場合

区災害対策本部では、災害応急対策を実施するための「部」が組織される。

災害廃棄物の処理（災害がれき、片付けごみ）及び被災廃棄物の処理（生活ごみ、避難所ごみ）、し尿処理に関することは、災対環境清掃部（環境清掃部）を組織し、災害廃棄物等を円滑に処理するために、同部内に「(仮称) 災害廃棄物処理対策室」（以下「処理対策室」という）を設置する。

大規模災害発生時には、職員自らが被災するなど、人員不足となる恐れがある。協定を締結している自治体に対して応援職員の派遣を要請する等、人員確保に努める。また、初動期や応急期（前期）は、被災者の生活ごみや避難所ごみ及び片付けごみの処理への対応が中心となるが、応急期（後期）及び復旧・復興期では、災害がれきの処理へと力点が移行するため、柔軟な動員体制を敷く。

図 2-1 災害時の本区の体制

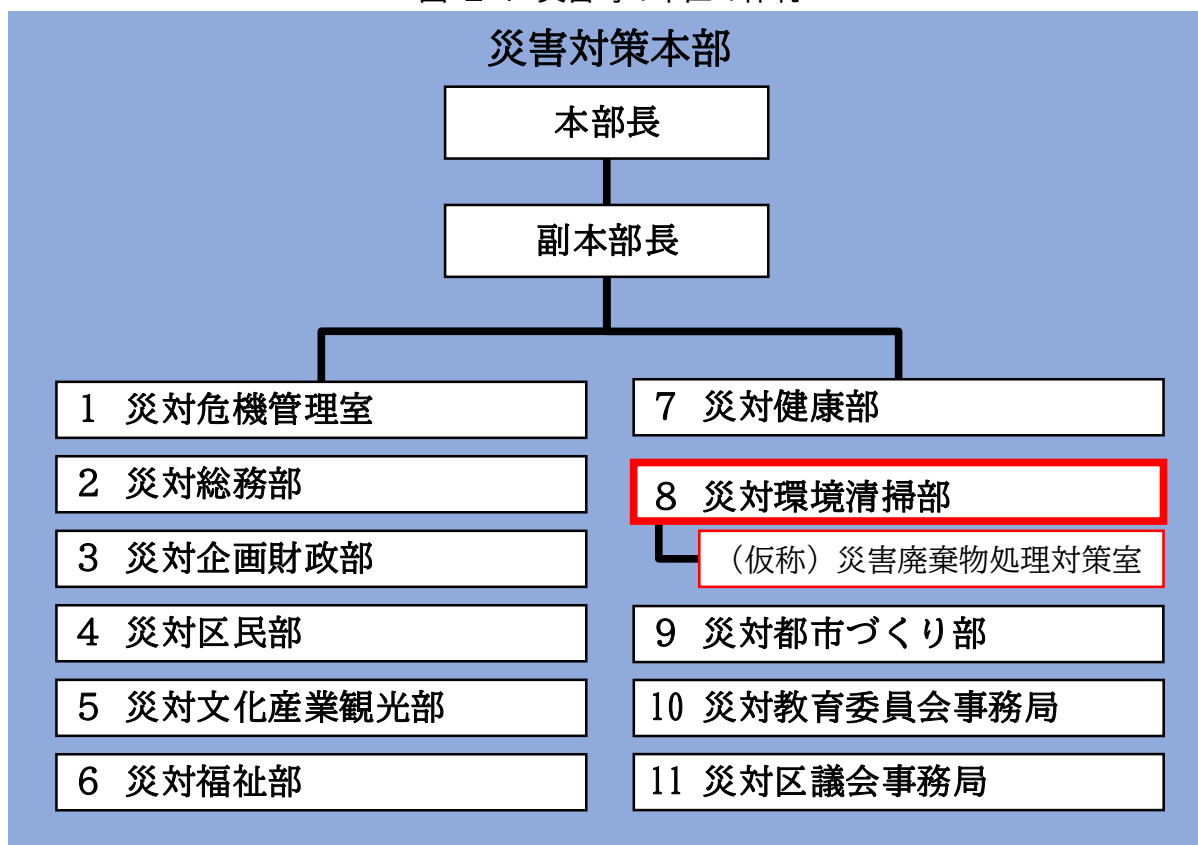


表 2-2 区災害対策本部の組織について(災害環境清掃部を抜粋)

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害環境清掃部 (環境清掃部)	1 本部長室との連絡に関すること 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関すること 3 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査及び総括に関すること 4 所管施設の利用者の安全確保に関すること 5 帰宅困難者支援施設に関すること 6 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関すること 7 がれき処理に関すること 8 ごみ及びし尿の処理に関すること 9 都及び清掃一部事務組合との連絡調整に関すること 10 部所属職員の動員に関すること 11 部内及び他部との連絡調整に関すること 12 部内及び他部への応援に関すること

表 2-3 (仮称)災害廃棄物処理対策室の事務分担(例)

班	担当	事務内容
室長		災害廃棄物処理方針の決定、意思決定
室長代理		室長の補佐、代理
総務班	総合調整担当	災害廃棄物処理における各作業の進行管理、実行計画の策定に関すること
	財務担当	予算、国庫補助金申請(写真等の記録)に関すること
	広報担当	区民に対する広報に関すること
	渉外担当	国、都等の関係機関との連絡調整に関すること 廃棄物処理施設との連絡調整等に関すること
	許認可等担当	仮置場の搬入出許可・計画等に関すること
資源管理班	仮置場担当	仮置場・地区集積所等の設置・管理に関すること
	環境担当	環境保全対策、環境測定に関すること
収集・運搬班	生活ごみ・避難所ごみ処理担当	生活ごみ、避難所ごみに関すること
	し尿処理担当	し尿に関すること
	災害がれき処理・片付けごみ処理担当	災害がれき・片付けごみに関すること
受援班	受入・配置担当	ボランティア、資機材等の受入配置に関すること



(2) 仮置場の設置

仮置場は、災害廃棄物を分別、保管するために一時的に集積する場所である。被災した家財を含む比較的大きな災害廃棄物の速やかな処理・処分を行うために設置する。仮置場の種類と用途は、以下のとおりである。

表 2-4 仮置場の種類と用途

種類	用途	設置者
応急集積所	人命救助・行方不明者捜索や道路啓開などの応急活動によって撤去した道路上の障害物等の一時的な保管場所として使用する。	台東区
地区集積所	被災した区民が片付けごみ等を分別し自ら持ち込むため、身近な場所に設置し一時的な保管場所として使用する。	
一次仮置場	地区集積所等から収集した片付けごみ及び災害がれきを集積し粗選別後、処理施設又は二次仮置場へ排出するまでの間保管する場所として使用する。	
二次仮置場	各区の一次仮置場の災害廃棄物を集積し選別した後、破碎又は焼却等の処理までの間保管するため、都有地などに設置する。仮設の破碎処理施設や資源の一時保管場所を併設する場合もある。	特別区

出典：特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン（特別区清掃主管部長会）

図 2-2 集積所及び仮置場のイメージ



出典：応急集積所写真、「被災自動車の処理に係る手引書・事例集」（公益法人自動車リサイクル促進センター）
 地区集積所、一次仮置場写真「災害廃棄物対策フォトチャンネル」（環境省）
 二次仮置場写真（東京都環境局より提供）

①候補地の選定

仮置場の種類ごとに必要な面積を確保するとともに、生活環境との距離や区民のアクセスも考慮する。また、環境保全措置や原状回復のルールも事前に定める。

重機などを使用した選別作業を行うことを想定している仮置場は、十分なスペースを確保できる候補地を選定する。

②設置及び管理運営

平時より重機、敷設、飛散防止対策、消火設備、悪臭及び害虫対策など必要な資機材の選定と調達する相手方を確保する。

また、仮置場の管理運営には多くの人員が必要なため、応援を要請できる民間事業者等をリスト化する。

あらかじめ本計画において定めている管理運営体制、役割分担、資機材調達の連絡調整、搬入受付、場内誘導、分別指導、荷卸し支援などを確保したうえで仮置場の設置を決定し、仮置場周辺に住む区民への通知を行う。

仮置場の設置にあたっては、土壌汚染防止の措置や資機材の搬入、設置などを行い場内の整備を行う。

③仮置場の利用に関する周知

片付ごみ等の受け入れ開始予定日や搬入品目など、仮置場利用に関する要件について区民に周知を行う。

ア 一次仮置場について

一次仮置場の搬出入計画を作成し、円滑な進行に努める。必要に応じて、都等に支援要請を行う。

令和2年7月豪雨の災害対応（熊本県人吉市）の「ファストレーン方式（分別された状態で持ち込まれた廃棄物から優先的に受け入れるという受入れ方法）」や防衛省・自衛隊が協働して行った大型の災害廃棄物の効率的な積み込み作業「大型災害ごみ一掃大作戦」についても参考にしながら、迅速な搬入搬出ができるように努めていく。

(i) 一次仮置場の配置計画（例）

配置計画を検討する際の留意事項は以下のとおりとする。

<人員の配置>

- 出入口に交通誘導員を配置し、入口に受付を設置する。
- 分別指導や荷下ろしの補助のための人員を配置する。

<出入口>

- 出入口には門扉等を設置する。門扉を設置できない時は、夜間に不法投棄されないよう、重機で塞いだり、警備員を配置する。
- 損壊家屋の撤去等に伴い発生した災害廃棄物を搬入する場合、その搬入量や搬出量を記録するため、出入口に計量器（簡易なものでよい）を設置する。なお、簡

易計量器は片付けごみの搬入量・搬出量の管理にも活用可能であるが、区民による搬入時には渋滞等の発生の原因になることから、計量は必須としない。

- 渋滞対応策として「ファストレーン方式」を導入する。

<動線>

- 搬入・搬出する運搬車両の動線は、左折での出入りとし、場内は一方通行とする。動線は右回り（時計回り）とする。場内通路幅は、搬入車両と搬出用の大型車両の通行が円滑にできるようにする。

<地盤対策>

- 仮置場の地面について、特に土の上に仮置きする場合、建設機械の移動や作業が行いやすいよう鉄板を手当する。
- 降雨時等は災害廃棄物からの溶出が想定されることから、遮水シート敷設等による漏出対策について必要に応じて検討する。

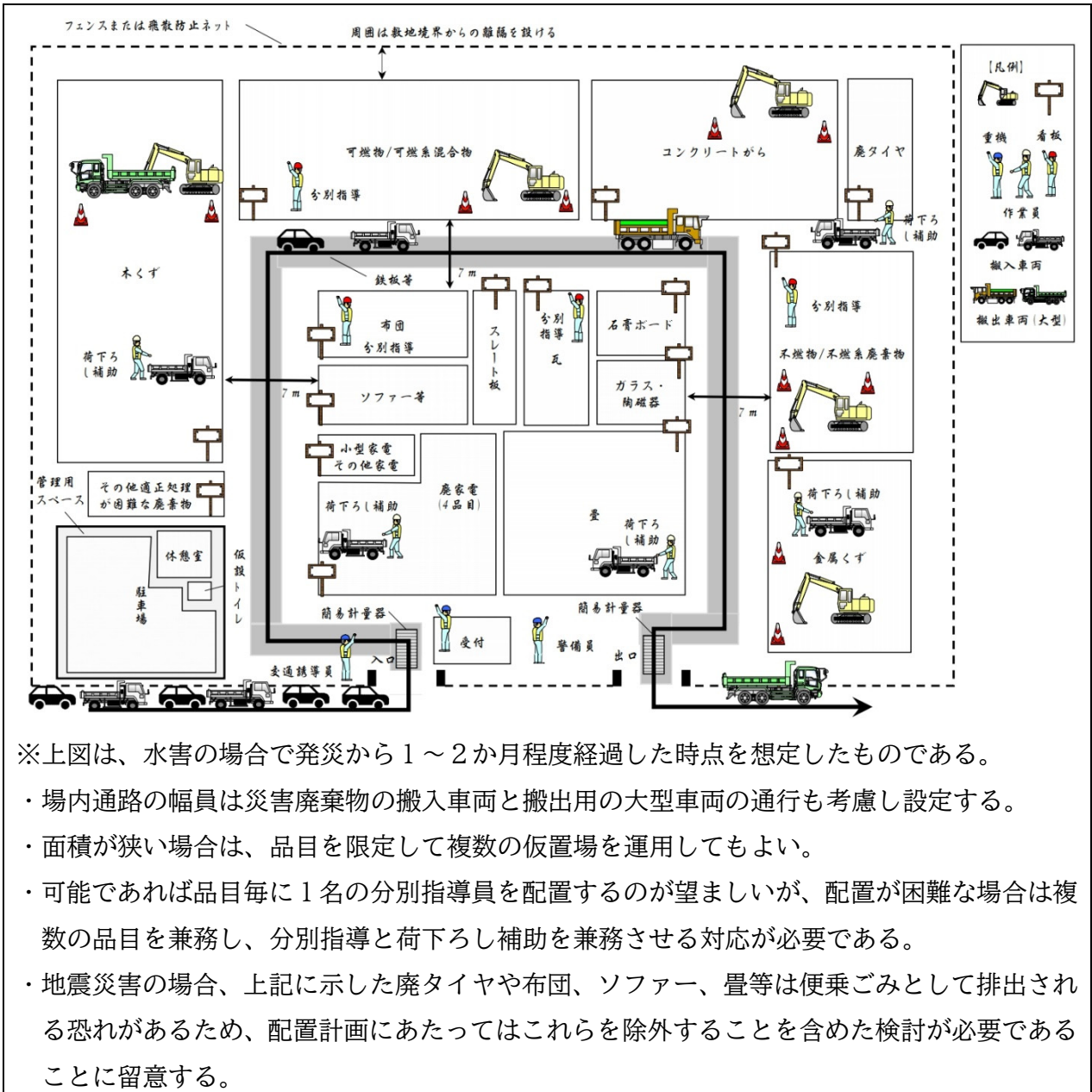
<災害廃棄物の配置>

- 災害廃棄物は分別して保管する。
- 災害廃棄物の発生量や比重を考慮し、木材等の体積が大きいもの、発生量が多いものはあらかじめ広めの面積を確保する。地震と水害では、発生量が多くなる災害廃棄物の種類が異なることから、災害の状況に応じて廃棄物ごとに保管する面積を設定する。
- 災害廃棄物の搬入・搬出車両の通行を妨害しないよう、搬入量が多くなる災害廃棄物（例：可燃物/可燃系混合物等）は、仮置場の出入口から離れた場所へ配置する。
- 搬入量が多く、大型車両での搬出を頻繁に行う必要がある品目については、大型車両への積み込みスペースも確保する。
- スレート板や石膏ボードには石綿が含まれる場合もあるため、他の廃棄物と混合状態にならないよう離して仮置きする。さらに、シートで覆うなどの飛散防止策を講じる。
- PCB 及び石綿、その他の有害・危険物、適正処理が困難な廃棄物が搬入された場合には、他の災害廃棄物と混合しないよう、離して保管する。
- 時間の経過とともに、搬入量等の状況に応じて、レイアウトを変更する。

<その他>

- 市街地の仮置場には、災害廃棄物処理の対象ではない「便乗ごみ」が排出されやすいため、受付時の搬入者の確認、積荷チェック、周囲へのフェンスの設置、出入口への警備員の配置など防止策を講じる。フェンスは出入口を限定することにより不法投棄を防止する効果に加え、周辺への騒音・振動等の環境影響の防止や目隠しの効果が期待できる。

図 2-3 一次仮置場の配置計画(レイアウト)例



(ii) 一次仮置場のスペースと分別基準

<一次仮置場に十分な面積を確保できる場合>

- ①可燃物 (畳は別にする)、②木くず、③不燃物、④金属くず、⑤コンクリートくず、⑥アスファルトくず、⑦家電、自動車、⑧危険物、有害廃棄物 (種類ごと分別)、⑨上記①～⑧に分別困難な混合物

<一次仮置場に十分な面積を確保できない場合>

- 分別区分の種類 (①～⑫) ごとに一次仮置場の設置を検討する。
- 現場で分別し、コンクリートくずや金属くずを現場に残し、危険物や可燃性の物から一次仮置場へ搬入する方法も検討する。

<一次仮置場が確保できない場合>

各地区集積所において分別等を徹底し、各処理施設の搬入基準を満たす状態であれば、一次仮置場を介さずに、直接処理施設等へ運搬することを清掃一組等と調整する。

イ 二次仮置場について

二次仮置場の確保、設置・運営は、特別区対策本部が主導する。

(i) 二次仮置場の確保・設置の必要性

一次仮置場に集積された災害廃棄物のうち、性状や形状・大きさがそのままでは既存処理施設等へ搬入することが困難な状態のものは、既存処理施設へ搬入する前に破碎・選別等の中間処理を行う。

(ii) 二次仮置場の候補地

二次仮置場は、広域処理のための積み出しや各区の一次仮置場からの搬入の利便性等を考慮して、特別区内に複数箇所設置することを原則とし、仮設処理施設及び資源物一時保管場所の併設もできるようにする。

(iii) 二次仮置場の管理方法

二次仮置場の管理は、特別区全体で行い、実務は特別区対策本部において行う。

(3) 片付けごみの混廃化の防止

排出段階における分別作業は重要である。

排出者から分別の協力を得なければ混廃化は進み、仮置場の設置に十分なスペースが確保されていないと選別作業ができず、作業の遅延を招くことになる。

処理施設では混廃状態のままでは処理ができないため、別の場所に運搬し、分別処理を行うか産業廃棄物処理業者へ委託するなど、処理に要する期間や費用が増加するほか、廃棄物が滞留し生活環境の悪化にもつながる。

発災後のみならず平時においても、災害廃棄物の分別区分等の周知が極めて重要である。「分けたら早い、混ぜたら遅い」を合言葉に仮置場の利用に関する区民等への広報活動を丁寧に行う。

あわせて社会福祉協議会と連携し、災害支援ボランティアへの周知も行う。

仮置場設置後も排出段階から分別の協力を働きかける啓発を行うとともに、一次仮置場における選別作業も徹底する。

(4) 広域連携・受援・支援体制の構築

人的支援を受ける場合の役割分担を想定し、都、他自治体及び国に対して迅速に支援を要請できるよう備える。

また、収集・運搬支援を受ける場合、廃棄物の種類ごとに必要となる車種や台数を想定し、災害発生後、迅速に対応できるようにする。

混乱を防ぐため、連絡体制の一元化を確立する。

民間団体との連携では、平時より災害支援協定を締結するほか、災害廃棄物の収集・運搬、仮置場の管理運営、処理などに係わる手続きや契約などについての準備を行う。

①関係機関との協力・連携

災害廃棄物の収集・運搬や処理について、区のみでは対応できない場合や通常処理に支障が生じる場合は、各関係機関への応援要請を行う。

表 2-5 関係機関との協力・連携

関係機関	協力・連携内容
①環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・ D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）による災害廃棄物処理に関する技術的な指導・助言 ・ 災害対策基本法第 86 条の 5 に基づく代行処理 ・ 廃棄物処理法第 22 条に基づく国庫補助金の支給
②自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助・行方不明者捜索のための道路上の障害物等の撤去 ・ 道路啓開等のための道路上障害物等の撤去 ・ 大型ごみの分別、収集・運搬作業等の協力・支援
③警察	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺失物法等の関連法令での手続き
④消防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人命救助・行方不明者捜索のための道路上の障害物等の撤去
⑤東京都	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理に関する技術的な助言 ・ 産業廃棄物処理についての情報提供 ・ 災害廃棄物の最終処分の実施 ・ 下水道施設へのし尿搬入及び受入れ ・ 道府県等への広域処理の要請 ・ 地方自治法第 252 条の 14 の規定に基づく事務委託による処理
⑥特別区	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別区の相互協力体制のもと災害廃棄物の共同処理 ・ し尿収集・運搬に関する近隣区との連携
⑦清掃一組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設における災害廃棄物の処理 ・ くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の下水道投入等の処理
⑧清掃協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の収集及び運搬に係る車両供給業者の配車手配 ・ 収集車両の確保等の災害廃棄物処理関係団体からの協力・支援
⑨支援市町村、協定締結市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の派遣 ・ 備蓄品、資機材等の支援 ・ 災害廃棄物等の収集・運搬、処理支援 ・ 被災者の一時収容施設の提供
⑩民間事業者団体、民間事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要機材の支援 ・ 業務委託による災害廃棄物等の収集・運搬、処理支援

表 2-6 協定締結区市町村、事業者団体との協定

協定の名称	相手方	協定の内容
台東区及び墨田区防災相互協定	墨田区	物資、飲料水の相互援助
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定	特別区	物資、職員等の応急対策に必要な全ての支援の相互援助
災害廃棄物の共同処理に関する協定	特別区及び清掃一組	特別区内から発生する災害廃棄物の共同処理に関する事
台東区と姉妹・友好都市との災害時相互応援協定	宮城県大崎市、長野県諏訪市、栃木県日光市、福島県南会津町、福島県会津美里町、大分県豊後大野市、山形県村山市	物資、資器材、職員の相互援助
災害時における車両等障害物除去に関する協定	一般社団法人東京都自動車整備振興会台東支部	道路上の車両等障害物の除去等
災害時における道路応急対策業務に関する協定	台東土木防災協力会	道路上の障害物の除去等
災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定	東京環境保全協会、東京廃棄物事業協同組合	特別区内から発生する災害廃棄物等の収集及び運搬
災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定		特別区内から発生するし尿の収集及び運搬等
災害時における災害廃棄物の処理・処分等に関する協定	東京都産業資源循環協会、東京都中小建設業協会	特別区内から発生する災害廃棄物の撤去・処理及び処分等
災害時におけるし尿の処理・処分等に関する協定	(株)京葉興業、(株)太陽油化	特別区内から発生するし尿の受入れ並びに処理・処分

②ボランティアの要請

災害規模が大きくなるほど復旧・復興作業における人手不足が想定される。

被災家屋における片付けごみの分別や仮置場への搬入作業をより早く行うため、区災害対策本部を通して一般ボランティアに協力の要請をする。

そのため、台東区災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会とは、平時から災害廃棄物の分別、排出方法についての情報共有を図る。

また、新型コロナウイルスの感染症拡大防止の観点から地元ボランティアに限定した事例もあり、人手不十分に加え、感染症対策などの課題も検討していく必要がある。

③本区が支援する側となる場合

過去の災害の事例等を踏まえ、平時より発災初動期の被災地における課題や状況を把握し、協力・支援内容、方法、連絡体制等を準備し、廃棄物収集等の支援体制の構築を図る。

また、被災地への協力・支援にあたっては災害廃棄物処理の経験が重要であることから、派遣経験者や専門的な収集・運搬等に関する技能を持つ人材を平時からリスト化し定期的に更新する。

被災地へ職員を派遣する場合は、被災地にとって何が課題でどのような支援が必要なのかを相手方等と連絡を取りながら、協力・支援を行う。

(5) 平時からの継続的な取り組み

本計画の確認・見直しを行うことは、災害時に適切な行動を求められる職員にとって「備え」の基本であり、組織の災害対応力を高めるうえでも重要である。

平時から職員に周知するとともに、発災時に本計画が有効に活用できるよう訓練・研修を継続的に行い、災害廃棄物処理の知識と能力を備えた人材を育成する。

表 2-7 訓練・研修(案)

形式	テーマ(例)	概要	
講義	災害廃棄物処理の基礎	災害廃棄物処理の基本的な流れ、考え方、発生する廃棄物の性状、処理業務の全体像等について学ぶ。	
	災害対応の基礎	本区や関東地方で想定されている災害の詳細、組織全体の動き、災害対応の基本的な考え方等について学ぶ。	
	国等の災害廃棄物処理事業の動向	国や関東ブロック、都の関連計画等の内容(最新情報)について学ぶ。	
	災害廃棄物処理に係る経験の共有	過去の災害において、災害廃棄物処理に携わった職員から経験談や得られた教訓を学ぶ。	
演習	基礎	災害廃棄物処理業務のあり方	災害廃棄物処理に係る具体的な業務内容について、話し合いを通じて体系的に学ぶ。
		組織体制のあり方	災害時の廃棄物処理に必要な組織の機能と人員配置について話し合いを通じて学ぶとともに、他自治体や民間事業者との連携・支援のあり方について学ぶ。
	高度(図上演習等)	状況対応図上演習	参加者数名ごとにグループを構成し、災害時に発生する様々な廃棄物関連の課題を付与して、それらに対する対応策をグループで検討・判断し、業務遂行のスキルを習得する。
		シナリオ確認図上演習	想定災害における各主体の対応シナリオを作成したうえで、参加者をグループに分け、各グループの役割に応じてシナリオの手順(連絡、情報共有等)を実行し、業務遂行のスキルを習得する。

3. 情報収集・連絡・発信体制

(1) 情報収集・連絡・共有

情報収集・連絡手段は、固定電話、携帯電話、FAX、電子メール、災害情報システムが主となるが、災害時に通信機器が被災した場合は災害用通信手段を利用する。状況に応じて直接伝達（自動車、自転車、徒歩）による方法も駆使し、あらゆる通信手段を活用する。収集した情報は、災対環境清掃部と区災害対策本部等で共有する。

表 2-8 災害用通信手段

通信機器名称	通信先・用途
MC A無線	特別区清掃所管、清掃一組
地域系防災行政無線	区災害対策本部、区民事務所、避難所となる学校、警察署、消防署、ライフライン、鉄道事業者、防災関係機関等
都地域防災無線	東京都災害対策本部
移動系防災行政無線の無線機	区内の被害状況調査等
災害時優先電話	関係防災機関

表 2-9 収集する情報一覧(例)

内容		時期区分	収集担当部署
共通	区清掃関連施設の被災・稼働状況	初動・応急	災対環境清掃部
	清掃一組管理施設の被災・稼働状況	初動・応急・復旧	
	最終処分場の被災・稼働状況	初動・応急	災対都市づくり部 災対区民部 災対教育委員会事務局
	道路の被害、障害物等の状況		
	道路啓開の進捗状況		
避難所の開設状況・運営状況			
生活・避難所・ごみ	車両供給業者の被災・稼働状況、配車可能台数、直営車両の状況	初動・応急	災対環境清掃部
	ごみ発生量（推計）		
	清掃一組・清掃協議会との配車調整		
し尿	下水道施設の被災・稼働状況	初動	区災害対策本部
	仮設マンホールトイレ設置可能なマンホールの状況	初動・応急	
	仮設トイレ等の設置状況		
	収集対象し尿発生量（推計）		災対環境清掃部
	し尿収集車の稼働可能台数		
	し尿処理ルートの確認		
災害がれき・片付けごみ	オープンスペースの被害状況、使用の可否の確認	初動・応急・復旧	区災害対策本部
	家屋等の倒壊及び焼失状況	初動	災対都市づくり部
	重機、運搬車両等の状況	初動・応急・復旧	災対環境清掃部
	災害がれき発生量（推計）	初動・応急	
	応急集積所・地区集積所の設置、稼働状況	初動・応急・復旧	
	一次・二次仮置場の設置、稼働状況		
	有害物質処理事業者の状況		
	運搬車両等の広域支援要請		
	災害がれき処理能力の状況	応急・復旧	
	広域処理の調整に係る支援要請		
	再資源化処理に係る支援要請		
	国庫補助金の申請		

(2) 区民への周知・啓発

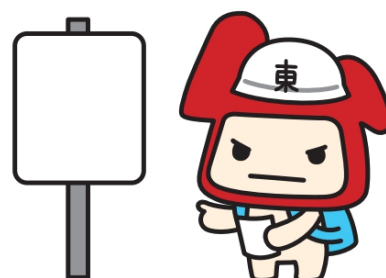
災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するためには、災害廃棄物の排出方法やルール等についての区民の理解が重要である。排出ルール（分別方法、便乗ごみの排出禁止など）、仮置場の設置・運営等の情報について、平時より分かりやすく発信する。

また、家具転倒防止器具など、生命を守るだけでなく災害廃棄物の発生抑制にも資する対応についても、平時より発信する。

発災後の広報手段としては、ホームページや SNS のほか、被害状況に応じて、報道発表、防災行政無線、広報車、町会掲示板・回覧板、避難所等での説明会などあらゆる手段・媒体を活用し、災害後の時期区分に応じて適切な情報を発信する。また、外国人についても「やさしい日本語」等を用いて周知を行う。

表 2-10 周知・啓発の手段と内容(例)

項目	初動期	応急期(前半)	応急期(後半)	復旧・復興期
	発災後3日程度	発災後3週間程度	発災後3か月程度	発災後3年程度
手段	ホームページ、報道発表、SNS			
	防災行政無線・広報車		広報紙	
	公共施設・避難所等の掲示板・避難所での説明			
	町会回覧・掲示板			
内容(例)	生活ごみ収集	排出(分別)方法、収集頻度等		※以降、平時の体制どおり
	し尿処理	収集頻度等		※以降、平時の体制どおり
	問合せ先	各種問合せ、相談窓口の設置		
	災害がれき、片付けごみ排出ルール		排出(分別)方法	
	仮置場の設置・運営状況		場所、期間、持込み方法等	
	廃自動車等の確認		所有者確認、場所、手続き等	
	被災家屋の取り扱い		対象物件、期間、手続き等	
	災害廃棄物処理実行計画		処理フロー、処理方法等	
	災害廃棄物処理の進捗状況			処理の進捗状況、今後の見込み



4. 環境対策

仮置場の運営・管理や倒壊建物等の解体・撤去等による周辺環境への影響や労働災害を防止するため、必要に応じて対策を講じる。

(1) 環境モニタリング

- 仮置場設置前に土壌等のサンプリングを行い、原状回復の際に比較できるようにする。
- 必要に応じて仮置場等で大気、騒音・振動、土壌、水質等のモニタリングを行う。

(2) 衛生管理

- 悪臭防止、雨水による発酵抑制を行う。
- ねずみや害虫等の発生予防を行う。

(3) 火災予防対策

- 圧密・発酵による火災の予防対策を行う。
- 仮置場における消火器、防火水槽等の消防設備を設置する。
- カセットボンベや灯油タンク等の危険物対策を行う。
- 消防車両の活動スペースや動線を確保する。

(4) 粉じんの飛散防止対策

- 飛散防止ネットや集じん機を設置する。
- 破碎時の散水や、仮置場内の散水を行う。

(5) 水質汚濁・地下水・土壌汚染防止対策

- 有害物質等を含む災害廃棄物を取り扱う場所の土壌及び地下水の汚染防止対策を行う。
- 有害物質を仮設テント内で保管するなどの降雨対策を行う。

(6) 石綿含有廃棄物対策

- 石綿含有廃棄物は、原則、現場から直接専門業者に引渡す。
- 仮置場において、石綿含有廃棄物の選別作業等は、原則、行わない。
- 仮置場に石綿含有廃棄物を受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。
- その他の取扱いについては、災害時における「石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省）」に基づき取り扱う。

5. 国庫補助金対応

平成19年4月2日環廃対発第070402002号環境事務次官通知の別紙「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」に基づき、国庫補助金を活用して災害時の廃棄物処理を実施する。

その際、「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）（平成26年6月環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」を参考に補助金申請等を行い、事業の発注にあたっては適正な価格であるか確認に努める。

また、災害査定を受ける際は、補助金申請のための根拠資料が必要になることから、写真等で災害時の廃棄物の状況や処理過程を記録する。

(1) 災害発生への報告

災害廃棄物の状況について情報の収集と記録を行い、発災直後から数日の間に東京都環境局を通じて環境省に報告する。

(2) 災害等廃棄物処理事業報告書の作成

報告書は環境省が作成した「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」に記載された様式に従って作成する。

- 災害等の概況
- 全般的被害状況（人的被害、住家の被害等）
- 事業主体（区名）
- 事業区分（一般廃棄物と災害廃棄物の対象のごみ処理、またはし尿処理の別を記載）
- 事業費見込額
- 事業費算出内訳（別紙に作成して添付する）
- 添付資料一覧（気象データ、写真、地図、災害廃棄物発生量の推計資料、災害廃棄物の処理フロー、事業費算出内訳、事業費算出内訳の根拠資料）

(3) 災害査定

環境省及び財務省が記載内容について査定する。経費の必要性、員数、単価の根拠等を確認し補助の有無を決定する。

(4) 補助金交付申請

災害査定の結果に基づき決定された補助限度額に従って交付申請を行う。